

# 国立大学法人東京医科歯科大学職員健康管理室規則

（平成25年3月29日）  
規則第50号

## （趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）第27条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学職員健康管理室（以下「管理室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## （目的）

第2条 管理室は、役職員の健康管理及び安全管理の充実を図るための専門的業務を行うことを目的とする。

## （管理室の業務）

第3条 管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 役職員の保健管理計画の企画・立案
- (2) 役職員の定期及び臨時の健康診断並びに事後措置
- (3) 役職員の健康保健に関する相談及び指導・助言
- (4) 役職員の精神保健に関する相談及び指導・助言
- (5) 役職員の安全衛生に関する指導・助言
- (6) 役職員の安全衛生の充実向上のための調査研究・知識の普及
- (7) その他役職員の健康管理及び安全管理について必要な専門的業務

2 前条第1号から第4号の業務については、保健管理センターと連携して行うものとする。

## （室長）

第4条 組織運営規程第25条の3第2項に規定する室長は、保健管理センター長をもって充てる。

2 室長は、管理室の業務を掌理する。

## （管理室の運営）

第5条 管理室の運営に関する事項については、安全衛生委員会で審議するものとする。

## （教員の人事）

第6条 管理室の教員の人事及び評価に関する事項を審議するため、職員健康管理室人事・評価委員会を置く。

2 前項の委員会については、別に定める。

## （職員）

第7条 管理室に、室長のほか、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 産業医（教員）
- (2) 臨床心理士
- (3) 保健師

(4) 事務職員

(5) その他必要な職員

2 前項第1号の職員は、室長の命を受け、管理室の業務に従事する。

3 第1項第2号及び第3号の職員は、室長の命を受け、役職員の健康管理に必要な専門的業務に従事する。

(分室の設置)

第8条 教養部の職員に係る管理室の業務を行うため、教養部に職員健康管理室分室（以下「分室」という。）を置く。

2 分室には分室長を置き、管理室の教員の中から室長が命ずる。

3 分室長は、分室の業務を処理する。

4 分室に、分室長のほか、必要な職員を置くことができる。

5 分室の事務は、職員健康管理・環境安全管理事務室が、教養部事務部の協力のもとに処理するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、管理室に関し必要な事項は、室長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月13日規則第130号）

この規則は、平成26年11月13日から施行し、平成26年10月1日から適用する。